

共同募金は、なぜ、目標額があるのですか？

共同募金は、寄付金が集まってから使いみちを決める募金ではありません。募金運動を行う前に、県内の民間福祉団体や施設等から助成要望を受け、この助成要望額に対してどのくらいの募金が集まれば支援できるかという助成計画を立てます。この助成計画を基に算出したのが、目標額や目安額となります。

目標額はいいかえれば、最小限、これだけは必要だという計算から割り出した金額になりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

善意の寄付なのに、なぜ目安額があるのですか？

共同募金会では、計画どおり助成ができるよう、募金の目安を示している市町村もありますが、もちろん強制するものでも割り当てるものでもありません。寄付者から「どれだけ協力したらいですか」と聞かれた場合に分かりやすく示すための、あくまでも目安にすぎません。皆さんが納得して、妥当と考える金額をご協力いただくことをお願いしています。

共同募金の活動経費はどのようになっているのですか？

共同募金運動を進めるための経費は、募金箱、ポスターやチラシ、パンフレットなどの広報資料、説明会などの開催費、寄付金の集計や管理、組織の運営などに充てられ、募金額のおおよそ1割程度に収めるよう努めております。これらの経費と災害等準備金（大規模災害に備えた積み立て）を除いては全て地域の福祉活動や福祉団体等への助成金として活用されています。

共同募金への寄付には、税制上の優遇措置があるのですか？

都道府県の共同募金会は、税制上、国や地方公共団体と同じように、「寄附に対する優遇措置の対象団体」となっています。また、茨城県共同募金会は、所得税の税額控除対象法人としての証明を受けています。そのため、共同募金会への寄付は、法人・個人ともに税制上の優遇措置の対象となります。共同募金会へ寄付を行った場合、個人の方は、所得税の控除（「所得控除」または「税額控除」のどちらかを選択）及び個人住民税の「税額控除」を受けることができます。また、法人が寄付した場合は、「全額損金算入」することができます。この優遇措置を受けるためには、税務署への申告時に共同募金会発行の領収書が必要になります。

この優遇措置を受けるためには、個人・法人ともに本会発行の領収書が必要になります。

赤い羽根共同募金にご協力いただく募金ボランティアの皆さまへ

共同募金運動の募金のボランティアとしてご協力いただき、誠にありがとうございます。

この手引きには、共同募金の歴史やしくみ、使いみちなど共同募金に関する基本的な事項を記載しております。募金ボランティアの皆様が共同募金運動にご協力いただく際の参考資料としてご活用ください。



共同募金について説明していただく際の留意点

募金の目安額について

募金と呼び掛ける際、寄付者の便宜を図るためおおよその目安を示すことは差し支えありませんが、強制的であるとの誤解が生じないように十分注意してください。

地域で募金の目安額が提示されている場合でも、募金はあくまでも任意のもので、決して強制ではありませんので、説明の際にはご配慮ください。

自治会等による協力について

募金を集める方法については各自治会のご判断となります。なお、会費とあわせて一括して募金を集める場合は、自治会等の総会の場などで、共同募金の趣旨や寄付額等について十分にご理解を得たうえで、自治会総意のもとご協力いただくようご配慮ください。

共同募金は、地域の福祉活動を応援する募金です。

つながり支え合う地域づくりのために

共同募金は、高齢や子育て、障がい、貧困、ひきこもりなど、地域におけるさまざまな福祉課題や生活課題を解決しようとする民間の福祉活動を支援しています。

近年では、特に、新型コロナウイルスの影響や物価高騰により日常生活に困難を抱える人たちが、社会的孤立の状態にある人たちの支援するための活動に対し、重点的に助成しています。



災害時の支援活動のために

近年、地震や豪雨災害など自然災害が多発しています。共同募金会では、国内で発生する大規模災害に備えて積み立てを行い、災害が発生した際にはこれを取崩して、県内外に関わらず被災者を支援するための災害ボランティア活動に使われます。

また、大規模災害時に災害義援金を募集し、被災した地域の市町村を通じて、全額を被災者個人へ届けています。



一人ひとりの寄付が大きな力となって、地域の福祉活動を支えています。

ご不明な点については、茨城県共同募金会またはお住いの市町村の共同募金委員会へお問合せください。
※共同募金委員会は、各市町村社会福祉協議会に設置されています。各市町村共同募金委員会のお問合せ先はこちら▶



社会福祉法人茨城県共同募金会

〒310-0851 茨城県水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内
TEL029-241-1037 E-mail:iba-cc@atlas.plala.or.jp



赤い羽根共同募金 AKAIHANE IBARAKI



赤い羽根共同募金は、様々な生活課題や社会課題を解決する福祉活動への助成を通じて、SDGsの目指す社会の実現に向けた取り組みを進めています。

赤い羽根共同募金のしくみ

共同募金運動の歴史



茨城県の募金運動は、今年78回目になるんだよ。

共同募金運動は、第二次世界大戦後の1947年（昭和22年）に、敗戦による社会的・経済的混乱の中、戦争で家族をなくした子どもたちや戦争の打撃を受けた福祉施設などを支えるために、「国民たすけあい運動」として取り組みが始まりました（茨城県のスタートは昭和23年）。施設の大半が致命的な損害を受ける中、共同募金は施設整備などの復旧に大きな役割を果たしました。その後、1951年（昭和26年）に社会福祉事業法（現在の社会福祉法）が制定され、「共同募金」が法律に基づく事業となりました。現在は、さまざまな地域の課題解決に取り組む民間団体を支援する「じぶんの町を良くするしくみ」として、多様な地域福祉活動を支援する募金となっています。

共同募金の使いみち

皆さまから寄せられた募金の約7割は、皆さまがお住いの市町村の社会福祉協議会やNPO法人、ボランティア団体、町内会などが行う高齢者、障がい者、子どもたちなどを支援する活動のために使われています。残りの約3割は、県全体の福祉課題を解決するための活動のほか、募金の一部が「災害等準備金」として積み立てられ、災害時にいち早く使えるお金として、被災地を支えています。

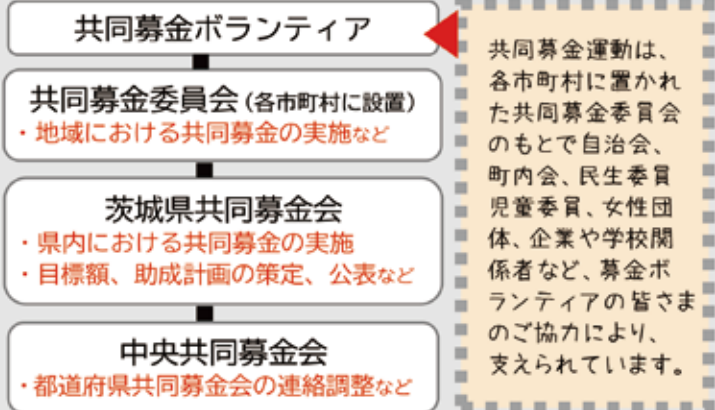


大きな災害が起こった時にも共同募金が役立っています。



共同募金の実施主体と組織について

共同募金活動は、すべての都道府県で行われるもので、その実施主体は各都道府県に設置された社会福祉法人共同募金会です。また、各都道府県共同募金会の内部組織として、各市町村に共同募金委員会が置かれています。共同募金会では、募金の実施や寄付金の管理をはじめ、助成に関すること、災害時の対応、広報等の活動を行っています。なお、47都道府県共同募金会の連絡調整のための機関として、中央共同募金会が組織されています。



令和7年度 茨城県の募金目標額

5億1,128万4,000円

【目標額の内訳】

募金の種類	目標額(円)
一般募金（赤い羽根募金）	358,242,000
歳末たすけあい募金	143,454,000
NHK歳末たすけあい	6,588,000
テーマ型募金	3,000,000
合 計	511,284,000

【助成計画（使いみち）】

区 分	主な事業内容	助成予定額(円)
高齢者支援のために	ひとり暮らし高齢者の引きこもりをなくすための見守り・訪問活動など	129,543,860
障がい者支援のために	障がい者の日常生活の援助や社会参加・就労を支援する活動など	37,393,480
子どもたちの支援のために	育児相談の実施や子育てサロンの設置、遊具や広場の整備など	56,055,200
生活課題の解決やまちづくりのために	子どもの貧困をなくす取り組みや災害・防犯の啓発活動など	214,983,460
災害時の支援活動のための積立金に	地震や豪雨などによる大規模災害に備えた災害等準備金の積立	15,248,000
募金活動の経費や管理費に	共同募金運動の活動費（広報費や事務費など）	58,060,000
合 計		511,284,000



寄付なのにあらかじめ目標額があるのはどうして??

共同募金は、事前に地域で必要とされている活動の資金ニーズを集約して、目標額を定めて募金を行うしくみなんだよ。そのため、地域の活動に必要な使いみちの額を、事前に決めてから寄付を募っているんだよ。これを計画募金っていうんだ。



共同募金の助成事例



地域で子どもを育む場をつくる活動

社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会

子どもたちが健やかに育つきっかけづくりとして、町内に住む小学生以下のお子さんとそのご家族を対象に、親子で楽しめる交流の場を設けました。「サンタさんとの写真撮影」や「ポニーの乗馬体験」などを通し、親子や保護者同士のつながりを深めました。



高齢者福祉と健康増進を支援する活動

常陸大宮市高齢者クラブ連合会

高齢者の福祉と健康づくりを目的に、毎年春と秋にスポーツ大会を開催しています。のべ1,000名ほどの参加があり、体を動かすことを通して健康の維持・増進に取り組んでいます。

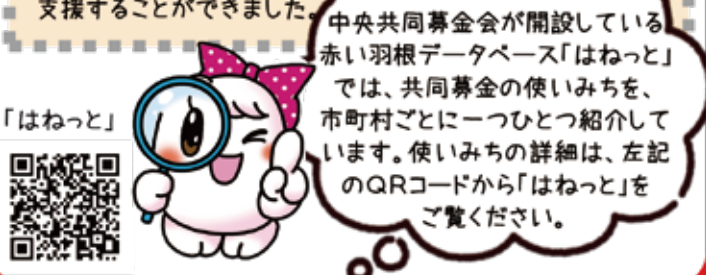
募金目標額のしくみ



- ☆子育てで孤立しがちな親子の居場所をつくりたい
- ☆免許返納で通院や買い物に行けない高齢者を支援したい
- ☆生活が困難している家庭を支援したい
- ☆障がい者の送迎のために施設の福祉車両を整備したい

共同募金の使いみち

共同募金は、地域の助け合いにより、既存の制度やサービスでは対応できないさまざまな課題を解決する活動に使われます。令和6年度は、県内で200を超える社会福祉施設・団体等へ助成し、支援を必要とする子どもたち、高齢者、障がいのある方や生活課題を抱える方々への多様な取り組みを支援することができました。



「はねと」



中央共同募金会が開設している赤い羽根データベース「はねと」では、共同募金の使いみちを、市町村ごとに一つひとつ紹介しています。使いみちの詳細は、左記のQRコードから「はねと」をご覧ください。

募金運動の期間(10月～3月)

共同募金は、社会福祉法（第112条）で定められた募金運動で、厚生労働大臣の告示によって、毎年決められた期間（10月1日から3月31日まで）全国一斉に実施されます。

- 一般募金（赤い羽根募金）運動 10/1～12/31
- NHK 歳末たすけあい運動 12/1～12/25
- 歳末たすけあい募金運動 12/1～12/31
- テーマ型募金運動 1/1～3/31

さまざまな方法で募金は集められています

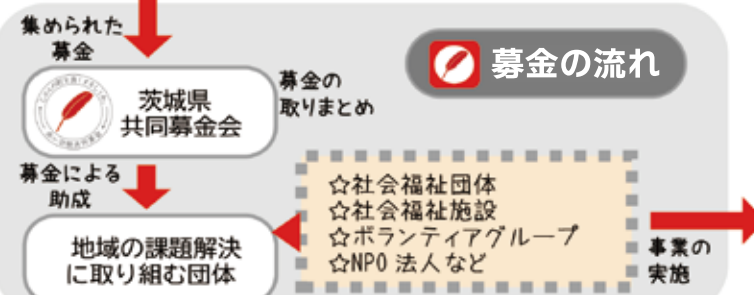
- 各家庭を訪問して…戸別募金
- 駅前や店頭などで…街頭募金
- 企業を訪問して…法人募金
- 学校で…学校募金
- 職場で…職域募金
- 行事に参加して…イベント募金

※このほか、寄付付き商品の販売（特定商品の売上の一部や企業の利益の一部を寄付する方法）や、寄付付き自動販売機の設置（自動販売機の売上の一部を寄付する方法）などがあります。また、携帯やパソコンからインターネット募金ができます。

皆さま一人ひとりのおかげで、募金運動が成り立っているんだね。



募金の流れ



地域で集めた募金は、集めた地域の福祉活動に役立てられています

- ☆子ども食堂の運営や子育てサークル活動
- ☆ひとり暮らし高齢者の見守り訪問活動
- ☆障がい者の就労支援や交流活動
- ☆災害に備えた防災用品の整備 など

